

令和 5 年 第 2 回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第 5 号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第 6 号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第 7 号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について

議案第 8 号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第 9 号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

議案第 10 号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第 11 号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

議案第 12 号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第 13 号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

2 報告事項

商業施設に設置する期日前投票所について

3 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和 5 年 3 月 1 日（水）午前 10 時 00 分～
- ・令和 5 年 3 月 30 日（木）午前 10 時 00 分～
- ・令和 5 年 3 月 31 日（金）午後 5 時 30 分～

議案第 5 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 5 年 2 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
270人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数
519人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和 5 年 2 月 20 日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第 6 号

在外選挙人名簿に登録する者について

令和 5 年 2 月 20 日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 5 年 2 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
1 人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和 5 年 2 月 20 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の 6 第 1 項の規定による。

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	令和5年1月20日			抹消									移替						新規登録者数	年月日までの補正登録			令和5年2月20日			在外選挙人登録者数																
	登録者数			死亡			転出			在外選挙人名簿に登録移転			抹消者計			登録				抹消			登録者数			新規登録者数		移転登録者数		抹消者数		登録者数										
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計								
1 大楠西	2,438	3,272	5,710	2	2	4	13	15	28	0	0	0	15	17	32	14	14	28	16	13	29	0	0	0	0	0	0	2,421	3,256	5,677												
2 大楠東	2,018	2,269	4,287	2	2	4	10	9	19	0	0	0	12	11	23	7	14	21	13	22	35	0	0	0	0	0	0	2,000	2,250	4,250												
3 西高宮	2,965	3,530	6,495	2	3	5	6	5	11	0	0	0	8	8	16	4	13	17	4	7	11	0	0	0	0	0	0	2,957	3,528	6,485												
4 長丘	3,872	4,657	8,529	3	5	8	9	10	19	0	0	0	12	15	27	14	16	30	11	6	17	0	0	0	0	0	0	3,863	4,652	8,515												
5 長住	3,155	4,011	7,166	1	2	3	5	5	10	0	0	0	6	7	13	6	5	11	9	13	22	0	0	0	0	0	0	3,146	3,996	7,142												
6 西長住	1,457	1,760	3,217	6	2	8	0	1	1	0	0	0	6	3	9	5	4	9	2	5	7	0	0	0	0	0	0	1,454	1,756	3,210												
7 西花畑	2,852	3,257	6,109	4	6	10	3	5	8	0	0	0	7	11	18	4	9	13	3	6	9	0	0	0	0	0	0	2,846	3,249	6,095												
8 皿山	1,912	2,250	4,162	5	1	6	0	2	2	0	0	0	5	3	8	3	5	8	2	5	7	0	0	0	0	0	0	1,908	2,247	4,155												
9 花畑第一	2,999	3,467	6,466	5	7	12	5	3	8	0	0	0	10	10	20	6	4	10	8	11	19	0	0	0	0	0	0	2,987	3,450	6,437												
10 花畑第二	1,732	2,043	3,775	3	4	7	1	1	2	0	0	0	4	5	9	8	7	15	4	5	9	0	0	0	0	0	0	1,732	2,040	3,772												
11 柏原	3,529	4,000	7,529	10	8	18	4	8	12	0	0	0	14	16	30	7	9	16	7	6	13	0	0	0	0	0	0	3,515	3,987	7,502												
12 東花畑	2,349	2,750	5,099	4	3	7	3	3	6	0	0	0	7	6	13	7	6	13	10	9	19	0	0	0	0	0	0	2,339	2,741	5,080												
13 野多目	4,288	5,139	9,427	3	11	14	7	10	17	0	0	0	10	21	31	11	12	23	8	6	14	0	0	0	0	0	0	4,281	5,124	9,405												
14 三宅第一	3,425	3,827	7,252	4	2	6	7	2	9	0	0	0	11	4	15	9	13	22	10	10	20	0	0	0	0	0	0	3,413	3,826	7,239												
15 三宅第二	3,356	4,332	7,688	4	3	7	16	20	36	0	0	0	20	23	43	18	31	49	11	23	34	0	0	0	0	0	0	3,343	4,317	7,660												
16 筑紫丘第一	2,533	3,001	5,534	2	5	7	9	7	16	0	0	0	11	12	23	10	12	22	10	9	19	0	0	0	0	0	0	2,522	2,992	5,514												
17 筑紫丘第二	1,186	1,397	2,583	3	2	5	1	1	2	0	0	0	4	3	7	1	0	1	2	3	5	0	0	0	0	0	0	1,181	1,391	2,572												
18 東若久	2,959	3,324	6,283	3	6	9	4	1	5	0	0	0	7	7	14	2	7	9	6	9	15	0	0	0	0	0	0	2,948	3,315	6,263												
19 若久	3,544	4,415	7,959	5	4	9	12	7	19	0	0	0	17	11	28	14	8	22	17	16	33	0	0	0	0	0	0	3,524	4,396	7,920												
20 玉川第一	3,683	5,009	8,692	2	3	5	26	25	51	0	0	0	28	28	56	57	57	114	13	20	33	0	0	0	0	0	0	3,699	5,018	8,717												
21 玉川第二	1,799	2,366	4,165	1	3	4	8	10	18	0	0	0	9	13	22	8	12	20	12	8	20	0	0	0	0	0	0	1,786	2,357	4,143	1	0	1	0	0	0	0	0	0	48	85	133
22 玉川第三	3,212	3,531	6,743	1	2	3	13	10	23	0	0	0	14	12	26	11	13	24	17	14	31	0	0	0	0	0	0	3,192	3,518	6,710	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 （法30条の3②） （福岡県第2区の選挙区に属する区域）											
23 塩原	3,245	3,918	7,163	3	4	7	12	10	22	0	0	0	15	14	29	14	22	36	6	13	19	0	0	0	0	0	0	3,238	3,913	7,151												
24 宮竹第一	3,309	3,482	6,791	4	3	7	15	7	22	0	0	0	19	10	29	8	10	18	11	18	29	0	0	0	0	0	0	3,287	3,464	6,751												
25 宮竹第二	2,027	2,077	4,104	4	3	7	9	7	16	0	0	0	13	10	23	5	7	12	6	6	12	0	0	0	0	0	0	2,013	2,068	4,081												
26 高木	1,963	2,120	4,083	2	4	6	4	6	10	0	0	0	6	10	16	5	5	10	7	8	15	0	0	0	0	0	0	1,955	2,107	4,062												
27 井尻第一	1,037	1,118	2,155	2	1	3	3	7	10	0	0	0	5	8	13	7	7	14	7	8	15	0	0	0	0	0	0	1,032	1,109	2,141												
28 井尻第二	1,148	1,343	2,491	0	0	0	2	3	5	0	0	0	2	3	5	5	5	10	4	6	10	0	0	0	0	0	0	1,147	1,339	2,486												
29 日佐	2,949	3,193	6,142	5	6	11	8	10	18	0	0	0	13	16	29	7	10	17	14	13	27	0	0	0	0	0	0	2,929	3,174	6,103												
30 大池	1,756	2,081	3,837	3	1	4	6	3	9	0	0	0	9	4	13	3	6	9	3	3	6	0	0	0	0	0	0	1,747	2,080	3,827												
31 寺塚	1,971	2,431	4,402	0	4	4	2	5	7	0	0	0	2	9	11	11	12	23	10	7	17	0	0	0	0	0	0	1,970	2,427	4,397												
32 東高宮	3,843	5,199	9,042	1	6	7	8	7	15	0	0	0	9	13	22	9	22	31		24	40	0	0	0	0	0	0	3,827	5,184	9,011												
33 横手	3,332	3,639	6,971	4	4	8	11	9	20	0	0	0	15	13	28	10	9	19	18	19	37	0	0	0	0	0	0	3,309	3,616	6,925												
34 鶴田	2,770	3,138	5,908	5	3	8	3	4	7	0	0	0	8	7	15	13	10	23	3	8	11	0	0	0	0	0	0	2,772	3,133	5,905												
35 老司	3,280	3,831	7,111	9	4	13	6	0	6	0	0	0	15	4	19	12	14	26	9	11	20	0	0	0	0	0	0	3,268	3,830	7,098	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	12
36 弥永	2,301	2,760	5,061	8	3	11	6	5	11	0	0	0	14	8	22	2	7	9	5	5	10	0	0	0	0	0	0	2,284	2,754	5,038	※老司を指定在外選挙投票区に指定 （法30条の3②） （福岡県第5区の選挙区に属する区域）											
37 弥永西	3,321	3,631	6,952	7	6	13	10	9	19	0	0	0	17	15	32	7	7	14	11	12	23	0	0	0	0	0	0	3,300	3,611	6,911												
計	99,515	117,568	217,083	132	138	270	267	252	519	0	0	0	399	390	789	344	424	768	325	387	712	0	0	0	0	0	0	99,135	117,215	216,350	1	0	1	0	0	0	0	0	0	54	91	145

議案第 7 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和 5 年 4 月 9 日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和 5 年 2 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会
委 員 長 光 安 力

移替えを延期する期間

令和 5 年 3 月 10 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第17条ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令第 1 条の規定による。

議案第 8 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための
投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和 5 年 4 月 9 日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における
不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のよ
うに定める。

令和 5 年 2 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会
委 員 長 光 安 力

郵便等をもって発送を開始する日

令和 5 年 3 月 30 日

(根拠)

・ 議決 公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 4 項の規定による。

議案第 9 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和 5 年 4 月 9 日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和 5 年 2 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

交付又は郵便等をもって発送を開始する日
令和 5 年 3 月 29 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第59条の 5 の 4 第 7 項の規定による。

議案第10号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

郵便等をもって発送を開始する日

令和5年3月30日

(根拠)

- ・議決 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

議案第11号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための
投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における
不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

福岡市南区塩原三丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局

(根拠)

・議決 公職選挙法第49条の規定による。

議案第12号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 場所 福岡市南区塩原三丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年3月31日 午後5時30分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。
- ・告示 市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第3項

議案第13号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。